

(第24号議案)

中野区旅館業法施行条例(平成24年中野区条例第11号)新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(宿泊者の衛生に必要な措置等の基準)</p> <p>第4条 法第4条第2項の規定による条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>旅館業の施設</u>については、次の換気措置を講ずること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2) <u>照明設備は、定期的に照度を測定するなど保守点検を適切に行うとともに、定期的に清掃し、常に清潔に保つこと。</u></p> <p>(3) 客室、応接室、食堂、<u>調理室</u>、配膳室、玄関、浴室、脱衣室、洗面所、便所、廊下、階段等は、常に清潔にしておくこと。</p> <p>(4) 寝具類については、次の措置を講ずること。</p> <p>ア 布団及び<u>枕</u>には、清潔なシーツ、布団カバー、<u>枕カバー</u>等を用いること。</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(宿泊者の衛生に必要な措置等の基準)</p> <p>第4条 法第4条第2項の規定による条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>営業施設</u>については、次の換気措置を講ずること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p><u>ウ 客室内の空気中の炭酸ガスは、0.15パーセント以下とすること。</u></p> <p>(2) <u>営業施設の採光及び照明は、次に掲げる照度を有するようにすること。</u></p> <p><u>ア 客室、応接室及び食堂 40ルクス以上</u></p> <p><u>イ 調理場及び配膳室 50ルクス以上</u></p> <p><u>ウ 廊下及び階段 常時20ルクス以上(午後11時から翌日の午前6時までの間にあつては、10ルクス以上)</u></p> <p><u>エ 浴室、脱衣室、洗面所、便所等 20ルクス以上</u></p> <p>(3) <u>営業施設については、次の防湿措置を講ずること。</u></p> <p><u>ア 排水設備は、水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障のないようにしておくこと。</u></p> <p><u>イ 客室の床が木造であるときは、床下の通風を常に良好にしておくこと。</u></p> <p>(4) 客室、応接室、食堂、<u>調理場</u>、配膳室、玄関、浴室、脱衣室、洗面所、便所、廊下、階段等は、常に清潔にしておくこと。</p> <p>(5) 寝具類については、次の措置を講ずること。</p> <p>ア 布団及び<u>まくら</u>には、清潔なシーツ、布団カバー、<u>まくらカバー</u>等を用いること。</p>

イ シーツ、布団カバー、枕カバー及び寝間着は、宿泊者ごとに交換し、洗濯すること。

ウ 寝具は、適切に洗濯し、管理等を行うこと。

(5) (略)

(6) 浴室については、次の措置を講ずること。

ア (略)

イ 浴槽は、1日1回以上換水し、清掃すること。ただし、これにより難い場合には、1週間に1回以上完全に換水して浴槽を清掃すること。

ウ (略)

エ 温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉を貯留する貯湯槽（以下単に「貯湯槽」という。）を使用するときは、次の措置を講ずること。

(イ) (略)

(ロ) 貯湯槽内の湯を規則で定める温度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないよう適切な方法により湯の消毒を行うこと。

オ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講ずること。

(イ)～(ロ) (略)

(ハ) 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難い場合には、その他の方法により、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

イ シーツ、布団カバー、まくらカバー及び寝間着は、宿泊者ごとに交換し、洗濯すること。

ウ 布団及びまくらは、適当な方法により湿気を除くこと。

(6) 客室には、次のア及びイに掲げる区分に応じ、それぞれ当該ア及びイに定める基準を超えて宿泊者を宿泊させないこと。

ア ホテル営業、旅館営業及び下宿営業 1客室の規則で定めるところにより算定した有効部分の面積（以下この号において「有効面積」という。）3平方メートルにつき1人

イ 簡易宿所営業 有効面積1.5平方メートルにつき1人

(7) (略)

(8) 浴室については、次の措置を講ずること。

ア (略)

イ 浴槽は、1日1回以上換水し、清掃すること。

ウ (略)

エ 温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉を貯留する貯湯槽（以下単に「貯湯槽」という。）を使用するときは、次の措置を講ずること。

(イ) (略)

(ロ) 貯湯槽内の湯を規則で定める温度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。

オ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講ずること。

(イ)～(ロ) (略)

(ハ) 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

㈣ (略)

カ (略)

(7) (略)

(8) 客室、脱衣室等に、くし、コップ等を備え付ける場合には、清潔で衛生的なものとすること。

(9) 洗面室、便所等に備え付ける手ぬぐい、タオル及びこれに類するものは、清潔で衛生的なものとすること。

(10) 旅館業を営む者（以下「営業者」という。）は、前各号に定める宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、原則として旅館業の施設ごとに宿泊衛生責任者を置くこと。ただし、営業者が自ら宿泊衛生責任者となって管理する旅館業の施設については、この限りでない。

第5条 (略)

(従業者名簿)

第6条 旅館業の施設には、規則で定める事項を記載した従業者名簿を備えておかなければならない。

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第7条 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）第1条第1項第8号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 宿泊者の利用しやすい位置に、受付等の事務に適した広さを有する玄関帳場又はフロントを設置すること。ただし、政令第1条第1項第2号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合する設備を備え、宿泊者の安全及び利便性が確保される場合は、この限りでない。

(2) ロビー、食堂、宴会場又はホールその他飲食

㈣ (略)

カ (略)

(9) (略)

(10) 客室、脱衣室等に、くし、コップ等を備え付ける場合には、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。

(11) 便所に備え付ける手拭等は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。

(12) 旅館業を営む者（以下「営業者」という。）は、前各号に定める宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、原則として営業施設ごとに管理者を置くこと。ただし、営業者が自ら管理者となって管理する営業施設については、この限りでない。

第5条 (略)

(営業者の遵守事項)

第6条 営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 客室の入り口には、室番号又は室名を表示しておくこと。

(2) 客室には、定員を表示した案内書、表示板等を備え付けること。

(3) 玄関帳場及び客室には、宿泊料を表示した案内書、表示板等を備え付けること。

(4) 営業施設には、営業従事者名簿を備え付け、規則で定める事項を記載しておくこと。

(ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第7条 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）第1条第1項第11号の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 宿泊者の利用しやすい位置に、受付等の事務に適した広さを有する玄関帳場を設置すること。

(2) 宿泊定員及び利用形態に応じた十分な広さの

に用いる室を設ける場合には、宿泊定員及び利用形態に応じた適当な広さを有するものとすること。

- (3) 調理室を設ける場合には、宿泊者に食事を提供するのに支障のない広さを有し、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第51条に規定する施設の基準に適合するものであること。

- (4) 配膳室を設ける場合には、次の基準によること。

ア 配膳に支障が生じないよう十分な広さを有すること。

イ 配膳数量に応じて十分な広さを有する保管設備及び配膳台を置くこと。

- (5) 客室は、次の基準によること。

ア 収容定員に応じて十分な広さを有し、清掃が容易に行える構造であること。

イ 睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓等により自然光線が十分に採光できる構造であること。

- (6) (略)

- (7) 共同浴室を設ける場合には、次の基準によること。

ア 宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。

ロビー及び食堂を有すること。

- (3) 調理場は、次の基準によること。

ア 壁、板その他適当な物により、他の部屋等から区画されていること。

イ 宿泊者に食事を供給するのに支障のない広さを有すること。

ウ 出入口、窓その他開閉する箇所には防虫設備を、排水口には防臭設備を設けること。

エ 十分な能力の換気設備を有すること。

- (4) 客室は、次の基準によること。

ア 1客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、政令第1条第1項第2号イ又は第3号に規定する面積以上であること。

イ 睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が十分に得られる構造であること。

- (5) (略)

- (6) 寝具類の収納設備は、寝具類の数量に応じた十分な広さを有すること。

- (7) 浴室は、次の基準によること。

ア 洋式浴室の浴槽は、利用者ごとに浴槽水を取り替えることができる構造設備であること。

イ 共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合には、宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。

ウ 和式浴室を設ける場合には、十分な数の上がり湯用湯栓及び上がり湯用水栓を有するこ

イ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の基準によること。

㉞ (略)

㉟ ろ過器は、逆洗浄等の適切な方法でろ過器内のごみ、汚泥等を排出することができる構造であること。

㊱～㊲ (略)

(8) (略)

(9) 便所は、次の基準によること。

ア (略)

イ 便所を付設していない客室を有する階には、適当な数の共同便所を設けること。

(10) 共同洗面所を設ける場合には、適当な数の給水栓を設置すること。

第8条 削除

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

と。

エ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の基準によること。

㉞ (略)

㉟ ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

㊱～㊲ (略)

(8) (略)

(9) 便所は、次の基準によること。

ア (略)

イ 便所を付設していない客室を有する階には、男子用と女子用とを区分した共同便所を設け、規則で定める宿泊定員に応じた数の便器を設置すること。

(10) 共同洗面所を設ける場合には、規則で定める数の給水栓を設置すること。

(旅館営業の施設の構造設備の基準)

第8条 政令第1条第2項第10号の規定による旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、第2号及び第3号の基準は、修学旅行等おおむね50人以上の団体を宿泊させる旅館営業の施設についてのみ適用する。

(1) 客室と他の客室、廊下等との境界は、壁、ふすま、板戸又はこれらに類する物を用いて区画すること。

(2) 調理場を設ける場合には、配膳に支障が生じないような十分な広さを有する配膳室を付設すること。

(3) 前号の配膳室には、食器戸棚及び高さ75センチメートル以上の配膳台を設けること。

2 前条第3号の規定は、旅館営業の施設に調理場を設ける場合に準用する。

3 前条第4号から第10号までの規定は、旅館営業の施設について準用する。この場合において、同条第4号ア中「政令第1条第1項第2号イ又は第3号」とあるのは、「政令第1条第2項第2号又は第3号」と読み替えるものとする。

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第9条 政令第1条第2項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 客室は、収容定員に応じて十分な広さを有していること。
- (3) (略)
- (4) 多数人で共用しない客室を設ける場合には、その客室の延床面積は、総客室の延床面積の2分の1未満とすること。

2 第7条第3号、第4号、第5号イ及び第6号から第10号までの規定は、簡易宿所営業の施設について準用する。

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第10条 政令第1条第3項第5号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、収容定員に応じて十分な広さを有する客室を有することとする。

2 第7条第3号、第4号、第5号イ及び第7号から第10号までの規定は、下宿営業の施設について準用する。

第11条 削除

(構造設備基準の適用除外)

第12条 区長は、旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第5条第1項の施設について、

第9条 政令第1条第3項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 1客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、3平方メートル以上であること。
- (3) 客室の規則で定める構造部分の合計延べ床面積は、政令第1条第3項第1号に規定する面積以上であること。
- (4) (略)
- (5) 多数人で共用しない客室を設ける場合には、その客室の延べ床面積は、総客室の延べ床面積の2分の1未満とすること。

2 第7条第3号の規定は、簡易宿所営業の施設に調理場を設ける場合に準用する。

3 第7条第4号イ及び第5号から第10号まで並びに前条第1項第1号の規定は、簡易宿所営業の施設について準用する。

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第10条 政令第1条第4項第5号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 1客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、4.9平方メートル以上であること。
- (2) 各客室には、押し入れを設けること。

2 第7条第3号の規定は、下宿営業の施設に調理場を設ける場合に準用する。

3 第7条第4号イ及び第7号から第10号まで並びに第8条第1項第1号の規定は、下宿営業の施設について準用する。

(衛生措置基準の特例)

第11条 区長は、ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるものその他特別の事情があるものについては、規則で、第4条第2号及び第6号に定める基準に関し必要な特例を定めることができる。

(構造設備基準の適用除外)

第12条 区長は、旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第5条第1項の施設について、

その構造設備が第7条及び第9条の基準による必要がない場合又はこれらの基準により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認める場合は、次の各号に掲げる営業について、それぞれ当該各号に定める基準を適用しないことができる。

(1) 旅館・ホテル営業 第7条第3号、第4号、第6号、第7号ア、第9号及び第10号の基準

(2) 簡易宿所営業 第9条第1項第1号及び第4号並びに同条第2項において準用する第7条第3号、第4号、第6号、第7号ア、第9号及び第10号の基準

2 前項に定める場合のほか、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業又は下宿営業の施設について、その構造設備が第7条、第9条及び第10条の基準による必要がない場合又はこれらの基準により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認める場合は、区長は、次の各号に掲げる営業について、それぞれ当該各号に定める基準を適用しないことができる。

(1) 旅館・ホテル営業 第7条第3号、第4号、第9号及び第10号の基準

(2) 簡易宿所営業 第9条第2項において準用する第7条第3号、第4号、第9号及び第10号の基準

(3) 下宿営業 第10条第2項において準用する第7条第3号、第4号、第9号及び第10号の基準

第13条 (略)

附 則

1 (略)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に法第3条第1項の規定により経営の許可を受けている旅館業の施設で、旅館業法施行条例の一部を改正する条例（平成15年東京都条例第58号）附則第2項本文の規定により同条例による改正後の旅館業法施行条例（昭和32年東京都条例第63号）第7条第7号

その構造設備が第8条及び第9条の基準による必要がない場合又はこれらの基準により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認める場合は、次の各号に掲げる営業について、それぞれ当該各号に定める基準を適用しないことができる。

(1) 旅館営業 第8条第1項第2号、同条第2項において準用する第7条第3号並びに第8条第3項において準用する第7条第5号、第6号、第7号イ及びウ、第9号並びに第10号の基準

(2) 簡易宿所営業 第9条第1項第1号及び第5号、同条第2項において準用する第7条第3号並びに第9条第3項において準用する第7条第5号、第6号、第7号イ及びウ、第9号並びに第10号の基準

2 前項に定める場合のほか、旅館営業、簡易宿所営業又は下宿営業について、その構造設備が第8条第2項、第9条第2項及び第10条第2項において準用する第7条第3号並びに第8条第3項、第9条第3項及び第10条第3項において準用する第7条第9号及び第10号の基準による必要がない場合又はこれらの基準により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認める場合は、区長は、これらの基準を適用しないことができる。

第13条 (略)

附 則

1 (略)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に法第3条第1項の規定により経営の許可を受けている営業施設で、旅館業法施行条例の一部を改正する条例（平成15年東京都条例第58号）附則第2項本文の規定により同条例による改正後の旅館業法施行条例（昭和32年東京都条例第63号）第7条第7号ニ(1)及

ニ(1)及び(4) (同条例第8条第3項、第9条第3項及び第10条第3項において準用する場合を含む。)の規定を適用しないこととされているものについては、この条例第7条第7号イ^㉞及び㉟^㉟ (第9条第2項及び第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、旅館業の施設の浴室を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。

附 則

1 この条例は、平成30年6月15日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号）附則第5条第1項の規定による許可の申請及び同条第2項の規定による許可については、この条例による改正後の中野区旅館業法施行条例の規定の適用があるものとする。

び(4) (同条例第8条第3項、第9条第3項及び第10条第3項において準用する場合を含む。)の規定を適用しないこととされているものについては、この条例第7条第7号エ^㉞及び㉟^㉟ (第8条第3項、第9条第3項及び第10条第3項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、営業施設の浴室を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。